

第 24 避難設備

1 避難設備の設置の区分

避難設備は、次に掲げる製造所等に設置すること。

- (1) 建築物の 2 階の部分を店舗等の用途に供する給油取扱所
- (2) 危規則第 25 条の 9 第 1 号イに規定する「避難のための事務所等」を有する屋内給油取扱所

2 避難設備の技術上の基準（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）

- (1) 避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。
- (2) 誘導灯は、A 型、B 型又は C 型のいずれの種類のもので差し支えないものであること。
- (3) 非常電源は、20 分間作動できる容量以上のものであること。